

肝炎対策推進議員連盟 第1回会合

2010年2月9日(火)

15:30～16:30

参議院議員会館 第4会議室

1. 開会

2. 案件

- (1) 厚生労働省からヒアリング
肝炎医療費助成等について
伯野 春彦 肝炎対策推進室長

- (2) B型肝炎訴訟原告団・弁護団からヒアリング

- (3) その他

3. 閉会

議連名称 肝炎対策推進議員連盟

構成種別 民主党単独

役員	会長	三井 辨雄（前 民主党B型・C型肝炎対策推進本部 副会長）
	会長代行	藤村 修（衆議院厚生労働委員長）
	〃	柳田 稔（参議院厚生労働委員長）
	副会長	家西 悟（前 民主党B型・C型肝炎対策推進本部 副会長）
	〃	枝野 幸男
	〃	内山 晃
	幹事長	梅村 聡
	事務局長	福田 衣里子
	副事務局長	柚木 道義（前 民主党B型・C型肝炎対策推進本部 事務局長）

設立年月日 2009年12月4日 新設

加盟議員数

会費の有無

設立目的要旨

民主党B型・C型肝炎対策推進本部としてこれまで37回の会合を重ね、肝炎対策についての取組や法案作成などに当たってきた。

この度、政権交代、そして肝炎対策基本法成立を受けて、さらなる対策の必要性に鑑み、肝炎対策推進議員連盟として新たに肝炎対策の総合的推進を担っていくこととする。

その他 特記事項

11/30に肝炎対策基本法が成立した。今後、肝炎治療費助成など喫緊の課題を進めていくことが求められている。

B型肝炎の全面解決を求める要請書

国会議員 各位

平成22年2月9日
全国B型肝炎訴訟原告団
全国B型肝炎訴訟弁護団

【 要請の趣旨 】

被害者全員を救済対象とした和解等により、次のとおり全面解決を求めます。

1 被害発生に関する責任と謝罪を求めます

◆国は、集団予防接種による注射器の回し打ちにより、全国に多数のB型肝炎被害者を出したことの責任を認め、被害者に対して衷心より謝罪して下さい。

2 被害回復として「薬害肝炎救済法」と同等の一時金支給を求めます

◆国は、原告ら全員に対し一時金（症状ランクに応じ、薬害肝炎救済法と同等の金額）を支給し、原告ら以外の被害者（集団予防接種によりB型肝炎に感染した被害者）についても、原告らと同様に一時金を支給して下さい。

3 真相究明を求めます

◆予防接種行政を検証する第3者委員会を設置して下さい。

【 要請の理由 】

国が集団予防接種において注射器を連続使用したことにより、B型肝炎ウイルスに感染させられた被害に関して、現在、全国10か所の裁判所で、383人が原告となり、国に対して損害賠償を求めています。

平成18年6月、最高裁判所は、平成元年に札幌の5人の原告が起こした裁判において、国に対し、原告全員に損害賠償を命ずる判決を言い渡しました。ところが、その後も国は100万人余いるといわれるB型肝炎患者・感染者に対し何らの調査もせず、対策を取ろうともしませんでした。そのため、B型肝炎に対する国の責任をあらためてあきらかにし、B型肝炎患者の実態把握と必要な施策の実施を求めて、全国各地で裁判を提起しました。

国は、B型肝炎を蔓延させた責任にもとづき、原告のみならずすべての感染者に対し恒久的な肝炎対策をとる責任があります。肝炎対策基本法が皆様のご尽力で成立したことはその第一歩として極めて重要でした。

しかし、この問題は、裁判を通じてだけでは実現できるものではありません。国会議員の皆様のご支援を得て行政に働きかけるとともに、訴訟解決のための特別立法により早期解決が図られなければならない問題です。

私たちは、現政府に対して、肝炎対策基本法の成立に続いて、一日も早い全面解決に乗り出すよう求めてきたいと考えています。是非とも、国会議員の先生方のご指導・ご協力をお願いいたしたく要請する次第です。

肝炎総合対策について

平成 22 年 2 月 9 日(火)

厚生労働省健康局疾病対策課

肝炎対策推進室

肝 炎 対 策 の 推 進

【肝炎対策関連予算（案）（厚生労働省分）】

平成22年度 236億円（平成21年度 205億円）

【施策の方向性】

- 肝がんへの進行予防、肝炎治療の効果的促進のため、経済的負担軽減を図る。
- 検査・治療・普及・研究をより一層総合的に推進する。
- 検査未受診者の解消、肝炎医療の均てん化、正しい知識の普及啓発等を着実に実施していく。

1. 肝炎治療促進のための環境整備

180億円（129億円）

- 肝炎治療に関する医療費の助成の実施
 - ・ インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療を必要とする肝炎患者がその治療を受けられるよう、医療費を助成。
 - ※ 自己負担限度額を原則1万円（上位所得階層は2万円）まで引き下げる。（現行の負担額は1万円、3万円、5万円）
 - ※ 核酸アナログ製剤治療を助成対象に追加する。
 - ※ インターフェロン治療に係る2回目の制度利用を認める。

2. 肝炎ウイルス検査の促進

25億円（46億円）

- 保健所における肝炎ウイルス検査の受診勧奨と検査体制の整備
 - ・ 検査未受診者の解消を図るため、医療機関委託など利便性に配慮した検査体制を整備。
 - ※ 緊急肝炎ウイルス検査事業の延長。
- 市町村等における肝炎ウイルス検査等の実施

3. 健康管理の推進と安全・安心の肝炎治療の推進、

肝硬変・肝がん患者への対応

9.2億円（9.2億円）

- 診療体制の整備の拡充
 - ・ 都道府県において、中核医療施設として「肝疾患診療連携拠点病院」を整備し、患者、キャリア等からの相談等に対応する体制（相談センター）を整備するとともに、肝炎情報センターが、これらの拠点病院に対する支援を実施。
- 肝硬変・肝がん患者に対する心身両面のケア、医師に対する研修の実施

4. 国民に対する正しい知識の普及と理解

2.1億円（2.5億円）

- 職場や地域などあらゆる方面への正しい知識の普及
 - ※ 肝炎患者等支援対策（仮称）の実施。

5. 研究の推進

20億円（19億円）

- 肝炎研究7カ年戦略の推進
 - ・ 「肝炎研究7カ年戦略」を踏まえ、肝疾患の新たな治療方法等の研究開発を推進。
- 肝疾患の治療等に関する開発・薬事承認・保険適用等の推進
 - ・ 治療薬等の研究開発の状況に応じて、速やかな薬事承認・保険適用の推進。

2. 肝炎対策

事 項	平成 2 1 年 度 予 算 額	平成 2 2 年 度 予 算 額 (案)	備 考
	百万円	百万円	
肝炎対策の推進	< 20, 547 > 18, 672	< 23, 643 > 21, 565	
1. 肝炎治療促進のための環境整備	< 12, 935 > 12, 935	< 18, 007 > 18, 007	感染症対策特別促進事業費 18,007
2. 肝炎ウイルス検査の促進	< 4, 556 > 4, 555	< 2, 468 > 2, 468	特定感染症検査等事業費 1,547 健康増進事業費 921
3. 健康管理の推進と安全・安心の肝炎治療の促進、肝硬変・肝がん患者への対応	< 917 > 886	< 923 > 846	肝炎緊急対策費 8 ㊦ 感染症対策特別促進事業費 657 特定感染症検査等事業費 181
4. 国民に対する正しい知識の普及と理解	< 253 > 250	< 214 > 208	肝炎緊急対策費 11 ㊦ 肝炎対策推進協議会経費 2 ㊦ 感染症対策特別促進事業費 195
5. 研究の促進	< 1, 885 > 46	< 2, 031 > 36	肝炎研究基盤整備事業費 36 厚生労働科学研究費 ㊦ 肝炎等克服緊急対策研究経費 1,995 (大臣官房厚生科学課計上)

< > は他局計上分を含む

2 肝炎対策

236億円（205億円）

（１）肝炎治療促進のための環境整備

180億円

インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療を必要とする肝炎患者がその治療を受けられるよう、医療費の助成を行う。

・肝炎治療特別促進事業の実施

180億円

（補助先）都道府県

（補助率）1／2

<拡充>

○自己負担限度額を原則1万円（上位所得階層は2万円）まで引き下げる。

（現行の負担額は1万円、3万円、5万円）

○核酸アナログ製剤治療を助成対象に追加する。

○インターフェロン治療に係る2回目の制度利用を認める。

（２）肝炎ウイルス検査の促進

25億円

肝炎ウイルス検査等を実施するとともに、検査未受診者の解消を図るため、保健所等における利便性に配慮した検査体制を確保する。

（主な事業）

・保健所における肝炎ウイルス検査等の実施

15億円

（補助先）都道府県、保健所設置市、特別区

（補助率）定額（1／2相当）

・健康増進事業における肝炎ウイルス検査等の実施

9.2億円

（補助先）都道府県（間接補助先：市町村）、指定都市

（補助率）定額（1／2・1／3相当）

（３）健康管理の促進と安全・安心の肝炎治療の推進、 肝硬変・肝がん患者への対応

9.2億円

都道府県において、中核医療施設として「肝疾患診療連携拠点病院」を整備し、患者、キャリア等からの相談等に対応する体制（相談センター）を整備するとともに、肝炎情報センターにおいて、これら拠点病院を支援する。

また、医師等に研修を行い治療水準の向上を図る。

(主な事業)

- ・肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の設置等
(補助先) 都道府県、独立行政法人等
(補助率) 1 / 2、定額 (10 / 10 相当) 5. 9 億円
- ・かかりつけ医等の研修等
(補助先) 都道府県、独立行政法人等
(補助率) 1 / 2、定額 (10 / 10 相当) 54 百万円
- ・保健所における検査前・検査後相談事業
(補助先) 都道府県、保健所設置市、特別区
(補助率) 定額 (1 / 2 相当) 1. 8 億円

(4) 国民に対する正しい知識の普及と理解 2. 1 億円

Q & A やリーフレットの作成、講習会やシンポジウムの開催により、普及啓発を図るとともに、保健所等において肝炎に関する相談受付を実施するほか、電話・FAX による相談窓口を設けるなど、患者を含む国民に対する情報提供体制を確保する。

(主な事業)

- ・都道府県等における検査の受診勧奨等の普及啓発
(補助先) 都道府県、保健所設置市、特別区
(補助率) 定額 (1 / 2 相当) 2 億円
- ・シンポジウム等による情報提供事業
(補助先) 都道府県、保健所設置市、特別区
(補助率) 定額 (1 / 2 相当) 9 百万円

(5) 研究の推進 20 億円

「肝炎研究7カ年戦略」を踏まえ、肝疾患の新たな治療方法等の研究開発を推進する。

(主な事業)

- ・肝炎研究基盤整備事業 36 百万円

肝炎対策基本法

(平成21年法律第97号)

肝炎対策を総合的に策定・実施

- ・肝炎対策に関し、**基本理念**を定め、
- ・国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の**責務**を明らかにし、
- ・肝炎対策の推進に関する**指針の策定**について定めるとともに、
- ・肝炎対策の**基本となる事項**を定めることにより、肝炎対策を総合的に推進。

基本的施策

施策実施に当たっては、
肝炎患者の人権尊重・差別解消に配慮

予防・早期発見の推進

- ・肝炎の予防に関する啓発、知識の普及等による予防推進、
- ・肝炎検査の方法等の検討、肝炎検査の事業評価、肝炎検査に関する普及啓発等

研究の推進

肝炎医療の均てん化促進等

- ・専門的な知識・技能を有する医師等、医療従事者の育成
- ・医療機関の整備
- ・肝炎患者の療養に係る経済的支援
- ・肝炎医療を受ける機会の確保
- ・肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備、等

肝炎対策基本指針策定

肝炎対策推進協議会

- ・肝炎患者等及びその家族又は遺族を代表する者
- ・肝炎医療に従事する者
- ・学識経験のある者

関係行政機関

設置
意見
資料提出等、要請
協議

厚生労働大臣

策定

肝炎対策基本指針

- 公表
- 少なくとも5年ごとに検討→必要に応じ、変更

肝硬変・肝がんへの対応

- 治療水準の向上が図られるための環境整備

- 患者支援の在り方について、医療に関する状況を勘案し、今後必要に応じ、検討

肝炎治療促進のための環境整備

H22・肝炎治療特別促進事業（案）

B型・C型ウイルス性肝炎に対する

- ・ インターフェロン治療 及び
- ・ 核酸アナログ製剤治療

への医療費助成を行う。

実施主体	都道府県
対象者	B型・C型ウイルス性肝炎患者
対象医療	B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療 B型肝炎の核酸アナログ製剤治療
自己負担	原則 1万円 ただし、上位所得階層(※)については、2万円 ※市町村民税課税年額が23万5千円以上の世帯
財源負担	国：地方＝1：1
予算額	180億円
総事業費	360億円

平成22年度予算案における 肝炎治療特別促進事業(変更点)

H22予算額(案) 180億円 ← H21予算額129億円

1. 自己負担限度額の引き下げ

H21 : 所得に応じ、1, 3, 5万円の自己負担限度額



H22 : 原則1万円 (上位所得階層2万円)

※上位所得階層＝ 市町村民税課税年額が23万5千円以上の世帯
(H20年度実績で、約2割の者が該当)

2. 助成対象の拡大

H21 : インターフェロン治療のみ、助成対象



**H22 : B型肝炎の核酸アナログ製剤を
助成対象に追加**

3. 制度利用回数の制限緩和

H21 : インターフェロン治療に係る制度利用は、
1人につき、1回のみ



**H22 : 医学的にインターフェロン再治療が有効と認められる
一定条件を満たす者について、2回目の利用を認める。**

H22政府予算案

肝炎患者等支援対策

地域の実情に応じた肝炎患者・家族等への支援を強化するため、平成22年度から、肝炎対策事業として、「肝炎患者等支援対策」を実施予定。

※ 基準額:約60万円、補助率1/2

本事業を活用しての事業（例）

- 地域の患者、家族、患者支援団体等のご要望に応える『患者サロン』の開設
- 肝疾患診療連携拠点病院に設置する相談センター・相談員の資質向上のため、肝炎患者ないし元患者であった者を講師とする講習会を実施
- 同じ経験を有する患者・家族が相談にのり、互いに支え合うこと（ピアサポート）ができるよう、肝炎患者等を対象にしたピアサポーター育成のための研修を実施

※ピア(peer):同じ立場の方